

東京保健医療専門職大学公的研究費取扱規程

(令和4年10月17日制定)

(目的)

第1条 この規程は、東京保健医療専門職大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において公的研究費とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 公的機関から交付される競争的資金等の研究費
- (2) 公的機関から委託される受託研究費
- (3) 私立大学等経常費補助金のうち、特定の研究資金及び民間からの研究資金で、資金配分元に特段の定めが無い場合は、本規程を準用することができる。

(経理の委任)

第3条 公的研究費の交付を受けた研究代表者及び研究分担者は、研究費の経理を学長に委任するものとする。

- 2 公的研究費の管理は、教務部研究推進室及び総務人事部経理課が連携して行うものとする。

(事務の取扱い)

第4条 公的研究費に係る契約事務、旅費事務、給与事務等に関する取扱いは、配分機関の定めるもののほか、本学の関係規程及び別に定める研究費ハンドブックによるものとする。

(受付窓口の設置)

第5条 本学における公的研究費に係る問合せの受付窓口は、教務部研究推進室とする。

(公的研究費の受入と管理)

第6条 公的研究費の受入及び管理は、研究費の種類毎に管理口座を設ける、並びに大学の預金口座で研究費を区分することにより行うこととする。

- 2 第3条第1項により委任された公的研究費の管理口座は、理事長の名義により開設するものとする。

(設備・備品等の寄付)

第7条 研究代表者及び研究分担者は、公的研究費により購入した設備・備品・図書等を所属機関に寄付を行うことと定められているものは、取得後直ちに寄付手続を行うものとする。

(帳簿等の保存)

第8条 公的研究費の支出を完了したときは、支出に関わる収支簿等の関係書類及びその他の関係書類を保存するものとする。

2 前項による帳簿等の保存期間は、資金配分元に特段の定めがある場合を除き、当該研究費交付年度の翌年度から5年間とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、理事長が行う。

(雑則)

第10条 この規程で定めるもののほか、運用上必要な事項は、細則等で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年1月5日から施行する。
- 3 この規程は、令和4年10月17日に改定、令和4年11月1日から施行する。